

議案第 74 号

勝山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

勝山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 2 月 27 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

平成 30 年 4 月 1 日より「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、住所地特例の取扱いが見直されるため、この案を提出する。

勝山市条例第 20 号

勝山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

勝山市後期高齢者医療に関する条例(平成 20 年勝山市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。)第 55 条第 1 項<u>の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際本市に住所を有していた被保険者</u></p> <p>(3) 法第 55 条第 2 項第 1 号<u>の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている 2 以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた被保険者</u></p> <p>(4) 法第 55 条第 2 項第 2 号<u>の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた被保険者</u></p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。)第 55 条第 1 項<u>の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第 55 条第 1 項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(法第 55 条第 1 項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際本市に住所を有していた被保険者</u></p> <p>(3) 法第 55 条第 2 項第 1 号<u>の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている 2 以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた被保険者</u></p> <p>(4) 法第 55 条第 2 項第 2 号<u>の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第 55 条第 2 項第 2 号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた被保険者</u></p>

(新設)

附 則

(平成 20 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第 2 条 平成 20 年度における被扶養者であった被保険者(法第 99 条第 2 項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第 1 期 11 月 1 日から同月 30 日まで

第 2 期 12 月 1 日から同月 25 日まで

第 3 期 1 月 1 日から同月 31 日まで

第 4 期 2 月 1 日から同月 28 日まで

2 平成 20 年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第 4 条第 2 項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10 月 1 日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

(延滞金の割合の特例)

第 3 条 (略)

附 則(平成 25 年 12 月 20 日条例第 7 号)

1 (略)

(延滞金に関する経過措置)

2 改正後の勝山市後期高齢者医療に関する条例附則第 3 条の規定

(5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

(削る)

(延滞金の割合の特例)

第 2 条 (略)

附 則(平成 25 年 12 月 20 日条例第 7 号)

1 (略)

(延滞金に関する経過措置)

2 改正後の勝山市後期高齢者医療に関する条例附則第 2 条の規定

は、延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

は、延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。